

# 面会に係る規定

## 第1条（目的）

本規定は、入院患者とその家族等との面会が、患者の尊厳の保持及び療養生活の質の向上、並びに円滑な退院支援を図るため、適切な面会体制の整備及び運用を定めることを目的とする。

## 第2条（基本方針）

1. 感染対策等の正当な理由がない限り、面会を妨げない。
2. 面会は患者の心身の安定及び療養意欲の向上に資する重要な機会として尊重する。
3. 面会に関する情報は、患者及び家族に分かりやすく周知し、掲示する。
4. 面会制限が必要な場合であっても、必要以上に厳格なものとならないように配慮する。

## 第3条（面会時間）

原則：13時から17時の間

ただし、患者の状態により病院が時間外面会を認める場合がある。

## 第4条（面会人数・時間制限）

1. 面会者は、家族、親族、その他患者が希望する者とする。
2. 1回の面会は2名まで、未就学児の面会は原則として認めない。
3. 1回あたり30分程度とする。

## 第5条（面会受付）

1. 面会者は総合受付にて体温測定し面会名簿に記入後、面会許可証を着用する。

## 第6条（面会時の留意事項）

1. 面会者は面会前後の手指衛生を徹底し、不織布マスクを着用する。
2. 発熱、咳、下痢等の感染症状がある場合は面会を控える。
3. 新型コロナウイルス感染症発症後10日経過していない方、インフルエンザ発症後5日かつ、解熱後2日経過していない方は面会を禁止とする。
4. 院内で感染症が流行した際は面会制限または禁止とする場合がある。

## 第7条（既定の見直し）

本規定は、原則として年1回見直しを行うものとする。ただし、運営上の必要がある場合は、時期を問わず適宜改定するものとする。

## 附則

本規定は2026年6月1日より施行する